

(別添1)

土木工事における共同企業体構成の考え方

1) 一般的な土木一式工事

(1) 12億円未満の工事

1000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員			
	県外業者	県内業者		県外業者	県内業者	
		管外	管内		管外	管内
	参加出来ない	工事内容により同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	(地域を指定) 施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない

注1) 上記にかかわらず、工事内容により同種工事の有資格者が少ない場合は、県外業者(1,200点以上)も参加できることとする。

注2) 12億円未満の推進工事(下水道)は一般的な土木一式として扱う。

注3) 管内とは、四日市市、川越町内をいう。以下同じとする。

注4) JV構成員について、管外で地域を指定する場合は、原則として朝日町、菰野町、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、員弁郡を指定する。

(2) 12億円以上の工事

1000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
		工事内容により同種工事の施工実績が必要					(地域を指定) 施工実績等の条件問わない
	参加出来ない		参加出来ない	施工実績等の条件問わない	参加出来ない		

注) JV構成員2について、管外で地域を指定する場合は、原則として朝日町、菰野町、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、員弁郡を指定する。

2) 一般的な土木一式以外の工事

(1) 12億円未満の工事

① トンネル工事

注) 断層帯、破碎帯、湧水帯等があり技術的に困難な工事に適用。

1200点 1000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
		同種工事の施工実績が必要			(地域を指定) 施工実績等の条件問わない
			参加出来ない		

② シールド工事

1,200点 1,100点 1,000点 950点 840点 (総合点)	J V 代表者		J V 構成員 1			J V 構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者		県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要			管外	管内		管外 (地域を指定)	管内
			参加出来ない	施工実績等の条件問わない	施行実績等の条件問わない	参加出来ない	施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない

③ 下水道土木工事

1,200点 1,100点 1,000点 950点 840点 (総合点)	J V 代表者		J V 構成員 1			J V 構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者		県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要			管外	管内		管外 (地域を指定)	管内
			参加出来ない	施工実績等の条件問わない	施行実績等の条件問わない	参加出来ない	施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない

全体注) J V 構成員について、管外で地域を指定する場合は、原則として朝日町、菰野町、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、員弁郡を指定する。

3) その他

特殊な事業については別途入札・契約制度検討委員会で協議する。

- 附則 この考え方は、平成16年6月1日から施行する。
 附則 この考え方は、平成19年6月1日から施行する。
 附則 この考え方は、平成20年6月1日から施行する。
 附則 この考え方は、平成21年6月1日から施行する。
 附則 この考え方は、平成27年6月1日から施行する。
 附則 この考え方は、令和3年7月1日から施行する。